



アクセス・無害化措置って 自衛隊のどの部隊がするの？



能動的サイバー防御法の制定に伴い、自衛隊には、アクセス・無害化措置という新たな任務が付与され、実施主体としては、

自衛隊サイバー防衛隊 を念頭に置いています。



自衛隊サイバー防衛隊は、**24時間態勢** で、防衛省・自衛隊の基盤的なネットワークである防衛情報通信基盤（D I I）などを防護するとともに、平素から、O J Tや訓練を通じ、

隊員の能力や専門性を高めています。



また、防衛省・自衛隊のサイバー領域の能力の向上のため、自衛隊サイバー防衛隊などの**サイバー専門部隊**を2027年度（令和9年度）を目途に**約4千人の体制に拡充**することとしています。

サイバー防衛体制の強化

- サイバー関連業務(※)に従事する要員を含む総サイバー要員
 - コア要員：サイバー専門部隊隊員（総サイバー要員の内数）
- ※ システムの調達や維持運営等、システムのライフサイクルを通じてサイバーセキュリティを確保するために必要な業務

